「馬淵川水系河川整備学識者懇談会」に関する公開方法

1. 会議の公開

- (1)会議、会議資料、議事概要及び議事録は公開するものとする。 ただし特段の理由があるときには、会議、会議資料、議事概要 及び議事録を非公開とすることができる。
- (2) 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、会議、会議資料、議事概要及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

2. 議事概要及び議事録

馬淵川水系河川整備学識者懇談会の議事について、事務局が議事概要及び議事録を作成するものとする。

3. 公開の方法

- (1)会議資料、議事概要及び議事録は閲覧、インターネットでの掲載等によるものとする。
- (2) 閲覧場所は下記のとおりとする。

国土交通省	・青森河川国道事務所・青森河川国道事務所八戸出張所・高瀬川河川事務所
青森県	· 青森県県土整備部河川砂防課 · 三八地域県民局

平成22年11月24日一部改正